

四日市市告示第 131 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成29年 3月 27日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数  
別表のとおり
- 2 移動した年月日  
別表のとおり
- 3 放置されていた区域  
別表のとおり
- 4 保管場所  
第1保管場所 四日市市安島一丁目地内  
第3保管場所 四日市市中村町地内
- 5 保管期間  
移動日から起算して90日
- 6 連絡先  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係  
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

## 別 表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成29年2月2日	小杉新町 地内	1 台
平成29年2月7日	堀木一丁目 地内	1 台
平成29年2月9日	中川原四丁目 地内	2 台
平成29年2月10日	采女が丘三丁目 地内	1 台
平成29年2月14日	浜田町 地内	1 台
平成29年2月14日	日永五丁目 地内	1 台
平成29年2月14日	堀木一丁目 地内	1 台
平成29年2月14日	河原田町 地内	1 台
平成29年2月14日	川島町 地内	4 台
平成29年2月20日	鶉の森二丁目 地内	1 台
平成29年2月21日	日永二丁目 地内	1 台
平成29年2月24日	泊小柳町 地内	1 台
平成29年2月27日	大字阿倉川 地内	1 台
平成29年2月28日	垂坂町 地内	1 台
平成29年2月28日	阿倉川町 地内	1 台
合 計		19 台